

第2学年保護者の皆様

令和2年4月20日
新宮町立新宮東中学校
校長 折居邦成
2学年主任 阪東千晶

令和2年度 第2学年校納金の納入について

春暖の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年度の校納金の金額が確定しましたのでお知らせします。毎月の金額につきましては、下記のようになっておりますのでよろしくお祈いします。

なお、内訳(2)は活動費、内訳(3)は教材費の明細です。また、毎月12日までに指定の金融機関に払い込んでいただくようになっております。まだ校納金口座振替の手続きを済まされていない保護者の方は、新宮東中学校事務室の森までご連絡ください。口座振替依頼書をお渡しします。

記

指定金融機関

○粕屋農業協同組合	新宮支所	092-962-0131
	立花支所	092-963-1001
○西日本シティ銀行	新宮支店	092-608-5300
○福岡銀行	新宮支店	092-608-0101

*校納金を引き落とすための口座を設定されていない方は、早急に手続きをお願いします。
 なお、上記の金融機関に口座を開設するだけでは引き落としされません。必ず自動引き落としの手続きを取ってくださるようお願いいたします。(手続き用紙は学校にあります。)
 *お子様1人についてそれぞれ手続きが必要です。すでに兄弟が在籍している場合も手続きが必要です。

◎毎月13日が引き落とし日になっておりますので、12日までに振り込みをお願いします。13日に口座預金残高不足で引き落としができなかった場合には、未納連絡袋をお子様にお渡ししますので、現金をその袋に入れ、事務室で納入してください。※釣銭のないようご協力をお願いします。

◎初回引き落とし日は、5月13日です。13日が休日の場合は休日が明けての引き落としです。

◎弟妹はPTA会費が免除になります。

令和2年度 月別徴収金

	5月13日	6月15日	7月13日	8月13日	9月14日	10月13日	11月13日	12月14日	1月13日	2月15日	合計
給食費	10,400	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	4,420	56,420
教材費 活動費	6,614 (3,894)	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	800	800	800		43,014 (40,427)
引き落とし 金額	17,014 (14,294)	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	6,000	6,000	6,000	4,420	99,434 (96,847)

* ()内は弟妹の金額です。

*アレルギー等で給食の未喫食生徒のご家庭は、給食費は徴収しません。乳製品アレルギーの生徒のご家庭は給食費を全額徴収し、年度末に牛乳代のみ返金します。

内訳(1)給食費

年間	56,420
----	--------

(※)

(1食あたり310円×182日)

内訳(2)活動費

項目	金額(円)
生徒手帳	250
生徒会費	300
PTA会費	2,720
学級費	600
修学旅行積立金	25,000
総合活動費	500
計	29,370

徴収金額合計	
内訳(1)給食費	56,420
内訳(2)活動費	29,370
内訳(3)教材費	13,644
合計	99,434

内訳(3)教材費

教科	項目	金額(円)
国語	基礎の学習	630
	ファイル(A4)紫	47
数学	ファイル(A4)ブルー	47
	数学の問題ノート(答え綴じ)	650
社会	ファイル(A4)オレンジ×2 【地理・歴史】	94
	よわかる社会の学習2(地理) 別冊ノート付き	510
	よわかる社会の学習2・3(歴史) 別冊ノート付き	540
理科	理科の自主学習(本誌+自主学習ノート)	640
	ファイル(A4)グリーン	47
英語	JOYFUL WORKBOOK 2	700
	A4ファイル(ピンク)+ポケット	73
美術	教材費	500
	ファイル(A4)ライトブルー	47
保体	新体力テスト	230
技術	エネルギー変換実習教材	1,925
家庭	被服実習費	1,000
学年用	スポーツ振興センター災害給付掛金	500
	学校賠償総合プラン	270
	学力分析テスト11月,2月	2,900
	キャンパススタディプランナーノート(2冊)	660
	夏の生活	1,440
	ファイル(A4・2冊)イエロー・クリーム	94
	学級掲示物ファイルB5	100
計		13,644

(※)給食費について

- ・新型コロナウイルスの影響による臨時休業で給食が実施できなかった分は、学校再開後に調整を行います。校納金の徴収月が5月～2月であるため、本来であれば、4月分の給食費は5月(初回引き落とし日)に2ヶ月分まとめて徴収し、8月(長期休業のため給食費なし)からは翌月分を1ヶ月前倒しで徴収しております。校納金の口座振替手続きの都合上、一旦、例年とおりの給食費徴収額となることをご了承願います。
- ・給食実施回数の変更等で金額が変わる場合は2月徴収分で調整します。金額が変わる場合は、再度ご連絡致します。
- ・インフルエンザ等による学級閉鎖時や自然災害(台風、大雪等)により休校になった場合、返金はありません。
- ・長期欠席の場合は返金の対象になる場合があります。給食を中止する場合は担任または栄養教諭に必ずご連絡ください。(092-963-0085)